

大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第 1 8 号

大和市放課後児童クラブ事業条例の一部を改正する条例

大和市放課後児童クラブ事業条例（平成 1 9 年大和市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書中「大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成 1 3 年大和市教育委員会規則第 4 号）第 3 条に規定する」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 3 条第 1 項の規定に基づき教育委員会規則で定める大和市立小学校の」に改める。

第 7 条第 1 項中「6, 3 0 0 円」を「1 0, 2 0 0 円（8 月分の育成料にあつては、月額 1 2, 2 0 0 円）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 6 条第 1 項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間における育成料に関する経過措置）

- 2 施行日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の大和市放課後児童クラブ事業条例第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「1 0, 2 0 0 円」とあるのは「8, 3 0 0 円」と、「1 2, 2 0 0 円」とあるのは「1 0, 3 0 0 円」とする。